

法務省における 政策評価制度見直しの方向性について

第67回法務省政策評価懇談会(令和4年7月21日)
法務省大臣官房秘書課政策立案連絡調整政策評価係

一 ご説明内容と目的

- 1 アジャイル型政策形成・評価に関する提言（令和4年5月）
- 2 政策評価懇談会でいただいた御意見（令和4年2月）
- 3 法務省政策評価基本計画見直しの方向性

来年2月頃に策定予定の

法務省政策評価基本計画の方向性（案）について

御意見をいただきたい

- 1 アジャイル型政策形成・評価に関する提言（令和4年5月）
- 2 政策評価懇談会でいただいた御意見（令和4年2月）
- 3 法務省政策評価基本計画見直しの方向性

「アジャイル型政策形成・評価」に関する議論の背景

政策資源が限られる中、

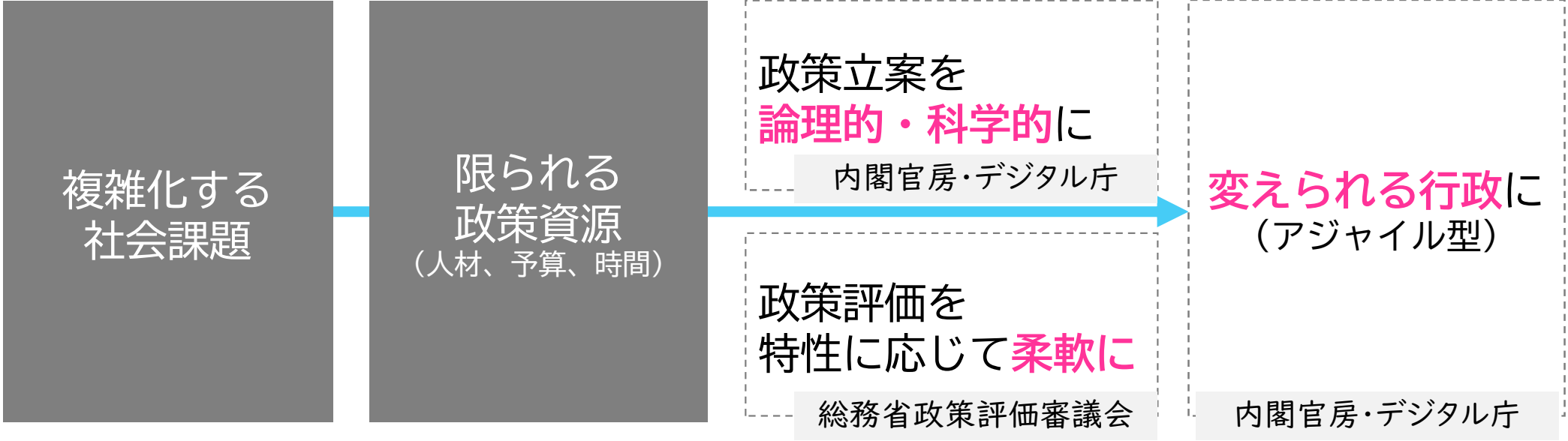
複雑化する社会課題にどのように対応していくのかが課題に



→ 令和3年12月～ 内閣官房、総務省それぞれで検討

「アジャイル型政策形成・評価」に関する議論の方向性

変えられない行政からの脱却を目指して、
政策立案・評価の在り方について、次の観点から議論された



「アジャイル型政策形成・評価」に関する提言の概要

政策立案の質を高めるプロセス＝評価

事後的なモニタリングだけでなく、事前の政策設計(目的・課題・手段)も対象に

1 政策立案

- 1 正確に現状を把握し、課題を設定
データ + 関係者からの聞き取り
- 2 目的と手段のつながりを明らかに
事前に効果検証の方法を設計

ニーズ評価

デザイン・セオリー評価

2 政策決定

- ・骨太の方針
- ・予算編成プロセス
- ・法律案の策定
- ・各種基本計画

より前の段階
(事後から事前に)

3 モニタリング
検証

指標の動向等をモニタリング

定量的な指標の動向だけでなく、現場とのコミュニケーションを通じた実態把握

これまでの政策評価
(プロセス評価)

4 改善

モニタリング・評価の結果を踏まえて改善
実施結果は、次なる政策立案のエビデンスに

実施結果をエビデンスに

- 1 アジャイル型政策形成・評価提言（令和4年5月）
- 2 政策評価懇談会でいただいた御意見（令和4年2月）
- 3 法務省政策評価基本計画見直しの方向性

政策評価審議会提言 ーあるべき姿と改善のアイデア

社会環境の変化にあわせて、評価の在り方も変えていく必要

1 役に立つ評価

各府省における政策過程の実態を踏まえ、
作業の重複を排しつつ、政策改善等に役立つ評価プロセスを実現

2 しなやかな評価

政策の特性や改善の目的等に 応じて、前例にとらわれず、
最適な評価方法を柔軟に選択

3 納得できる評価

EBPMの更なる推進、データ の重視、研究者等との連携を進め、
評価の質を向上

一政策評価懇談会での御意見 ～政策評価の位置付けなど～

政策評価の目的・位置付け

- E B P Mは技術的な側面から、政策評価はアカウントビリティと言われるように民主主義的な装置としての側面が強い。
これからは、**政策評価の結果を政策の改善に役立てるということを通じて、組織の内外に可視化していくという方向性**が良いのではないか。
- PDCAサイクルの**CからA、AからPにつなげるという難題に挑戦してほしい。**

政策評価の過程・作業の見直し

- **行政事業レビューと政策評価の資料がほぼ一緒**で、重複感がすごくあると感じていたので、それを見直すのはすごく良いこと。
- 政策ができてから何年も経過すると、政策の目的や趣旨が薄らいでしまう。
現在行っていることだけではなく、元々の目的や、なぜ行っているのかということを常に意識する必要がある。

一政策評価懇談会での御意見 ～関係者の意識改革～

関係者の意識改革

- これまでは行政の無謬性を前提に、政策が少しでもうまくいかないと批判されてきたが、目標の未達成や失敗は当たり前で、**政策の問題点を気付く機会を得ることは、むしろ良い評価を与えるものだ**という流れに変えていかなくてはならない。
- 政策評価というものは、良い悪いという評価をする成績表のようなものではなく、**より良い政策へ転換するためのものであると、関係者の意識を変えていく必要**。
- 評価する側と評価される側が一緒になって、改善策を議論しながら、**1つの制度を一緒に育てていく関係になるとよい**。

一政策評価懇談会での御意見 ～政策の枠組を明確にすること～

政策の枠組を明確にすること

- 政策は、特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的としているので、**まず改善すべき行政課題を具体的に特定し、それに対応する基本方針を作成する必要。**
- **目標と現在行っていること、それをなぜ行っているのかということ**を常に考えることが重要。
ロジックモデルによって、目標と現在行っていることとのつながりを結びつけることで、そのことが可能になると思う。
- 政策評価をモチベーションアップにつながるものにしていく必要。
そのためには、達成したか否かではなく、政策目標と具体的な施策との関係性や関連性が妥当かどうかというところから評価すべき。

一政策評価懇談会での御意見 ～多面的な評価～

課題の設定や評価の段階における関係者の声の活用

- 目標や課題設定をする際に、利用者及び関係者の意見や要望をヒアリングして、それらを反映させることも大事。現場で実施していることを活用するという方向性はすごく期待できる。
- 指標など量的な情報だけでは捉えきれない部分は、現場の声といった質的なものを活用することで、より実態に即した課題把握や評価が可能になる。
- 従来のアンケートに加えて、当事者のフォーカスグループインタビューやエキスパート評価、支援者や参加者、当事者などのステークホルダーが自ら評価するといったことも必要。
- 数字を取ることにだけ注力するのではなく、データの取り方の工夫や、そのデータがどう現場で活かされているのかが分かるような評価が必要。
- 本省が方針を示すというトップダウンだけでなく、現場から寄せられる声を政策に活用するボトムアップ型の政策形成・評価の在り方も必要。

- 1 アジャイル型政策形成・評価提言（令和4年5月）
- 2 政策評価懇談会でいただいた御意見（令和4年2月）
- 3 法務省政策評価基本計画見直しの方向性

一 「政策の改善につなげる」ことの明確化

政策評価の目的・位置付けの変更

国民への説明責任の確保に加えて、「**政策の改善につなげる**」を目的として明確化。
事後的な変更を可能にし、より良い政策を立案するための過程として位置付け。

⇔ 「政策の実施状況を把握し、達成度合いを評価する」という事後の取組

政策・施策単位で網羅的・画一的に評価を実施する運用の見直し

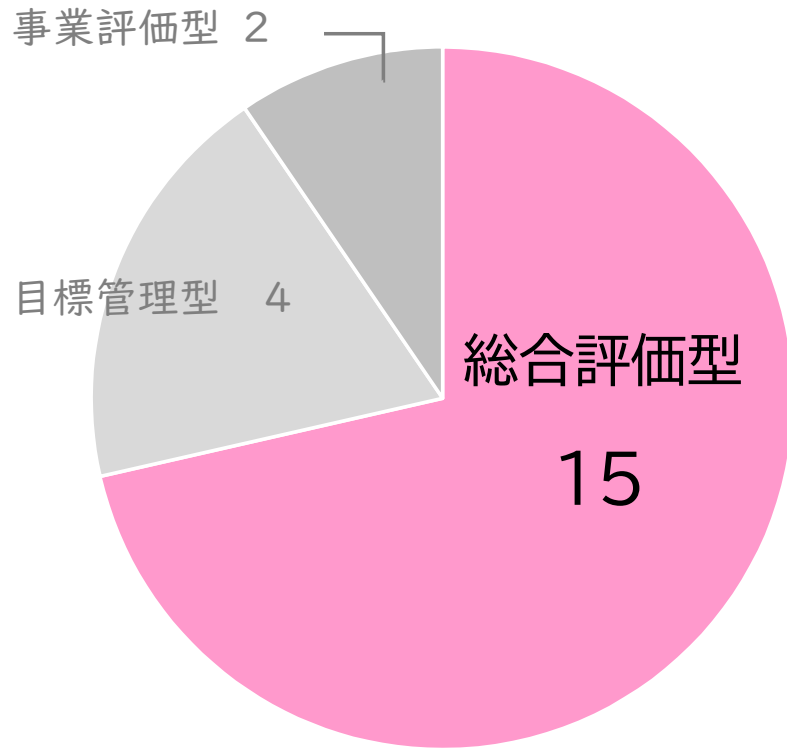
政策の改善につなげやすくするため、政策の特性に応じて評価の方法や実施時期を選べる柔軟な運用に変更

→ **総合評価方式の活用、政策の見直し時期等に合わせた評価**

※ 改善につながる余地がないものは、評価対象から除外 例) 「基本法制の整備」(法制審議会での議論)

一総合評価方式への移行状況

令和5年度から、多くの施策が総合評価型へ移行



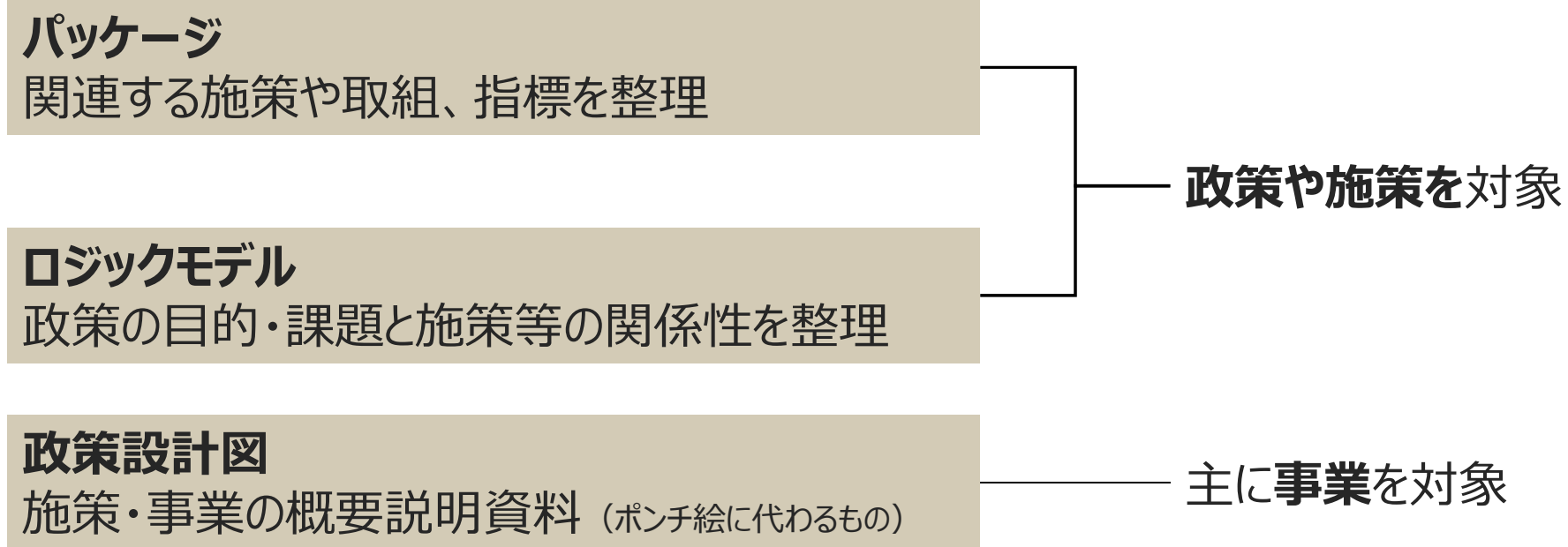
目標管理型の評価を行っている施策／総合評価に移行する施策

- 1 法曹養成制度の充実
- 2 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
- 3 法教育の推進
- 4 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備
- 5 国と地方公共団体が連携した取組等の実施（再犯防止対策）
- 6 検察権行使を支える事務の適正な運営
- 7 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備
- 8 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
- 9 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
- 10 保護観察対象者等の改善更生等
- 11 医療観察対象者の社会復帰
- 12 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等
- 13 登記事務の適正円滑な処理
- 14 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理
- 15 債権管理回収業の審査監督
- 16 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防
- 17 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理
- 18 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現
- 19 法務行政における国際協力の推進

一政策の枠組の明確化（パッケージとロジックモデル、政策設計図）

総合評価方式による政策等を対象に、パッケージとロジックモデルを作成。
政策評価基本計画の付属資料として位置付け。

また、政策等の概要を説明するための資料（ポンチ絵）の要件を定義。
ポンチ絵とロジックモデルを組み合わせた「政策設計図」を作成するよう推奨。



一政策評価懇談会に向けたプロセスの見直し

「改善につなげる」という視点から、政策評価懇談会に向けたプロセスを見直し

	来年度から	現在
評価時期	政策等の終了・ 見直し時期に実施	原則・毎年実施
現地視察	政策等の現場の実情を把握・理解する場 → 現場職員との意見交換等を実施 翌年度に評価対象となる政策等の関係機関 を視察	法務行政の実情を把握・理解する場 → 現場職員との意見交換等を実施 これまでの傾向として、矯正施設の視察が多かった
行政事業レビューとの関係	総合評価を受ける年度 = 公開プロセスの対象となる年度 → 政策等の見直し時期に実施することで、助言を反映させやすくなる。	評価と行政レビューの 時期は別々 → 時期によっては助言を反映しにくく、作業重複も
様式	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の様式は廃止 ・行政事業レビューシートをそのまま活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の様式を使用 ・別途、行政事業レビューシートを作成
懇談会での議論	<p>①政策等の目指す姿、②これまでの取組、③現状を整理</p> <p>①～③を踏まえ、自ら特定した課題と今後の取組の方向性・概要について説明。</p> <p>外部有識者から助言をいただく。</p>	<p>政策評価の様式に基づき、指標の状況や自己評価（進捗あり・なし）を記載。</p> <p>委員からいただいた質問・助言について回答する。</p>

一 政策評価と同様に扱う政策立案過程の要件の検討

実質的な評価が行われている政策立案プロセスの扱い

政策評価を「行政の説明責任を果たし、政策の改善につなげるプロセス」と定義した場合、実質的な評価が行われていると認められる政策立案プロセスが存在。

→ **実質的な評価が行われている政策立案プロセスを「政策評価」と同様に扱う**要件を整理

※ 該当する政策等の関連資料は、評価関連資料としても扱い、評価書の作成等は不要。

- ① ある特定の政策について、その現状や課題を整理した上で、一定期間内に当該政策等が目指すべき姿やそのための具体的な施策の内容や取組の方向性、効果を測定するための指標などを盛り込んだ計画・方針等が作成されていること
- ② 計画等を検討するための会議が設置され、外部有識者が参加していること
- ③ 計画等の実施状況をモニタリングするための会議が開催されていること
- ④ 計画等を作成することが、法律や政府決定等で義務付けられていること

一多面的な方法による評価の実施

多面的な方法による実施状況・課題の把握

施策等の実施状況の定量的な把握に加えて、現場職員や当事者へのインタビュー、専門家やステークホルダーの意見聴取など定性的なものも評価に活用。

→ **より多角的な視点から政策等の実施状況や課題を把握する。**

特に、実績値等の数値を把握するだけでは、その政策等の成果や課題を把握することが困難なものは、関係するステークホルダーを対象としたグループフォーカスインタビューやワークショップの開催を検討。

→ 量的な情報と質的な情報の両方を見ることで、**現状や課題等が具体的なものになる。**

一 政策立案・評価に関係する者の意識改革

関係者が政策立案・評価に臨む際の基本姿勢を明示

制度を変えても、「課題＝失敗」と評価する無謬性神話を克服できなければ、良い変化は期待できず、実際の作業内容が変わっただけで終わってしまう。

- ① 目標と実態の乖離があり得るという前提で、実施状況や現場の実態を的確に把握しようとする。
- ② 見直しは悪いことではなく、必要であれば、ちゅうちょなく改善することが善いことであると意識する。
- ③ 効果検証等の結果、効果が認められなかった場合でも、次なるエビデンスが得られたものと前向きに評価する。
- ④ 仮に不十分さが残る検証であっても、効果検証を行わないことに比べて高く評価する。
- ⑤ 現場との密接なコミュニケーションを通じて、政策課題や実施状況を把握しようとする。